

**海浜エリアにおける二次交通導入実証業務
公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要項**

第1 募集事項

1 委託業務名

海浜エリアにおける二次交通導入実証業務

2 業務の目的

本市では令和5年度に、概ね仙台東部道路から東側、宮城野区の仙台塩釜港から若林区藤塚及び名取市閑上を含むエリアを「海浜エリア」と位置づけ、このエリアで活動する多様な主体の活動をつなぎ、発展させることによって、この地域の魅力を相乗的に高め、広く発信していくことを目的とした「海浜エリア活性化ビジョン」を策定した。

海浜エリアは東日本大震災により甚大な被害を受けたが、ハード面での復旧・復興が進み、現在では仙台港周辺の集客施設や防災集団移転跡地利活用事業により運営される施設などを中心として、新たな人の流れが生まれつつある。

しかし、エリア内に立地する施設間を結ぶ公共交通手段が整備されておらず、各地区の賑わいの程度にもばらつきが生じていることから、海浜エリアを回遊性の高い面的に賑わう地域としていくためには、利便性が高く、乗ること自体がエリアへの来訪目的となるような移動手段の導入を検討していく必要がある。

本業務は、エリア内に立地する施設等をめぐる乗り合いの小型車両を運行することにより、利用需要を把握するとともに、運行上の課題や来訪者の増加に資する乗車ニーズ等を洗い出し、サービスとしての実装に向けた事業継続の可能性等について検証することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

4 業務内容

別紙「海浜エリアにおける二次交通導入実証業務 仕様書」のとおり

第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、単独の法人又は、任意に結成された2者以上の共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たしていることを要件とする。また、本要項第4の2参加表明書等の提出以降は、共同企業体の構成員の変更は原則として認めない。

1 単独の法人が満たすべき要件

- (1) 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 仙台市内に本社（店）、支社（店）又は事業所等を置いていること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定による一般競争入札への参加制限、又は「仙台市有資格業者に対する指名停止要綱」（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て中若しくは更生手続き中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て中若しくは再生手続き中でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て中若しくは破産手続き中でないこと。
- (8) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと。）

2 共同企業体のすべての構成員が満たすべき要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定による一般競争入札への参加制限、又は「仙台市有資格業者に対する指名停止要綱」（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て中若しくは更生手続き中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て中若しくは再生手続き中でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て中若しくは破産手続き中でないこと。
- (6) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。または現在の主たる事業所の所在市町村の市町村税を滞納していないこと。（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと。）

3 共同企業体の構成員のうち 1 者以上が満たすべき要件

- (1) 仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）第 4 条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 仙台市内に本社（店）、支社（店）又は事業所等を置いていること。

第3 スケジュール

令和8年 6月8日(月)	公募開始
6月15日(月)	質問票受付期限(6月16日(火)回答)
6月22日(月)	参加表明書等提出期限
6月29日(月)	提案書等提出期限
7月3日(金)	プレゼンテーション審査
7月6日(月)	審査結果通知
7月8日(水)	契約締結及び業務開始
令和8年 12月25日(金)	業務完了

第4 応募手続

1 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期限

令和8年6月15日(月) 17時まで

(2) 受付方法

(ア) 質問項目を質問票(様式第1号)に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。

(イ) 電子メールのタイトルは、「海浜エリアにおける二次交通導入実証業務への質問」とすること。

(ウ) 電子メール送信後、電話で宮城野区海浜エリア活性化企画室にメール受信を確認すること。

(3) 提出先

「6 提出先」のとおり。

(4) 回答方法

回答は、令和8年6月16日(火)に仙台市ホームページに掲載する。

2 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式第2号) 1部

イ 類似業務受注実績(様式第3号) 8部

・これまでに受託した本業務に類似した業務の実績が分かる資料があれば提出すること。

ウ 会社概要 1部

エ 市税の滞納がないことの証明書 1部

・共同企業体の場合は、構成員全員分を提出すること

※または、現在の主たる事業所の所在市町村の市町村税を滞納していないことの証明書を提出すること。

オ 消費税及び地方消費税に関する証明書 1部

・共同企業体の場合は、構成員全員分を提出すること

※所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて請求してください。

(2) 提出期限

令和8年6月22日（月）17時まで

(3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。

(4) 提出先

「6 提出先」のとおり。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 応募申込書（様式第4号） 1部

イ 企画提案書 8部

（任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷も可。

※見積書含む）

(2) 提出期限

令和8年6月29日（月）17時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。

4 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。

(1) 表紙

「法人名または共同企業体名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びFAX番号、メールアドレス）」を記載すること

(2) 目次

(3) 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理

(4) 業務の全体計画

ア 業務全体の流れ

イ 業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

ア 運行計画

- ・本事業のテーマ設定・ターゲットへの訴求ポイントを記載すること。
- ・各運行システムのルート図・ダイヤを記載すること。
- ・停留所標識の内容、設置方法等について記載すること。

イ 使用車両

- ・使用するグリーンスローモビリティ車両は本市より受託者に貸与する。
- ・使用する車両のラッピングデザイン案を記載すること。※イメージで可

ウ 運行実務

- ・業務に従事する乗務員の人数・役割を記載すること。
- ・事故、災害発生時の対応を含めた、運行管理及び損害賠償などの備えについて記載すること。

エ 安全対策

- ・案内看板のデザイン案・設置の方法・設置位置図を記載すること。
- ・誘導員の配置位置図・役割を記載すること。
- ・停留所案内員の配置位置図・役割を記載すること。
- ・車体に掲示する、注意喚起表示のデザイン案を記載すること。

オ 広報・調査

- ・キービジュアルを記載すること。※イメージで可
- ・アンケート調査の手法を記載すること。

カ 独自提案

- ・その他、事業目的達成のための独自提案について具体的に記載すること

(6) 事業の実施体制

各業務における担当者の役割など、事業の実施体制を記載すること。

(7) 見積書

- ア 本業務に対する見積書（消費税及び地方消費税の額を含む）。
- イ 上記業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること。

5 企画提案書作成に関する留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

6 提出先

〒983-8601 仙台市宮城野区五輪2丁目12番35号 宮城野区役所4階
宮城野区まちづくり推進部海浜エリア活性化企画室 林
電話番号：022-291-2111（内線6183） FAX：022-291-2371
メールアドレス：uminote-miyagino@city.sendai.jp

7 業務説明会

本業務の公募型プロポーザルに係る説明会は実施しない。

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書面審査を実施し、審査委員会に参加する事業者を選定する。

2 審査委員会での企画提案書の選考

(1) 実施日(予定)

令和8年7月3日(金) 午前 ※詳細は審査対象者に後日連絡する。

(2) 実施会場(予定)

宮城野区役所4階第1会議室 ※詳細は審査対象者に後日連絡する。

(3) 実施方法

ア 出席者は1提案につき3名以内とする。

イ 1応募者あたりの持ち時間は、40分以内(説明20分、質疑応答20分)とする。

ウ プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とし、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。

エ 事前に提出された書類のみに基づいてプレゼンテーションを行うこと。

3 評価基準及び配点

次の審査基準に基づき、提案書及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価を行う。

(1) 評価点は1～5の5段階(5を最高点)とし、評価点に傾斜率を乗じることで得点を算出する。

(2) 各委員の採点に基づく得点を合算し、合計得点が最も高い応募者を受託候補者として選定する。(次に合計得点が高い者を次点とする。)

(3) 最高得点者がやむを得ない理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を受託候補者とする。

(4) (2)、(3)のいずれの場合においても、各審査委員の合計得点が6割に満たない者は、原則として受託候補者として特定しない。ただし、審査委員の審議により、採択にあたっての条件を付したうえで、受託候補者とする事ができるものとする。

(5) 採点された評価の集計点が同点の場合の選定について

A) 各審査委員の評価で1位が多い者を優先する。

B) A) が同数の場合は、審査委員会委員長が高い評価をしたものを優先する。

	審査項目	評価の観点	配点	傾斜率
1	事業目的との合致性	・本業務の目的を理解し、目的達成のための基本方針がわかりやすく記載されているか。	5	×1
2	実施体制、スケジュール	・実施体制・業務スケジュールは業務を安定的かつ適切に遂行できるものであるか。	10	×2
		・事故、災害時の運行管理対応及び損害賠償等の備えは適切なものとなっているか。	5	×1
3	運行計画	・運行ルートは現地の交通状況を踏まえ、効率性・安全性を確保できるものとなっているか。	5	×1
		・運行ダイヤは、回遊性・安全性を確保できるものとなっているか。	5	×1
		・テーマはターゲット層の乗車意欲を喚起するものとなっているか。	5	×1
		・停留所標識の内容・設置方法は適切か。	5	×1
4	安全対策	・使用する車両の特性及び安全な運行について十分に理解した上で業務を遂行できるか。	10	×2
		・誘導員は現地の交通状況を踏まえた上で十分に安全を確保できる配置及び役割となっているか。	5	×1
		・車両に掲示する後方車両への注意喚起は内容がわかりやすく、十分に目を引くものとなっているか。	5	×1
		・案内看板のデザイン案・設置位置・設置方法は適切か。	5	×1
5	広報・調査	・ビジュアルは多くの参加を促すような魅力的なものとなっているか。	10	×2
		・アンケート調査の手法は目標達成に向けた工夫がなされているか。	5	×1
6	独自提案	・目標達成のための独自提案はあるか。	10	×2
7	見積金額の妥当性及び経済性	・提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的かつ妥当な積算となっているか。	10	×2

4 受託候補者の決定通知

- (1) 審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。
- (2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に海浜エリア活性化企画室に書面（様式は任意）問合せを行うこと。その翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

5 プロポーザル参加者が1者であった場合の措置

プロポーザル参加者が1者であってもプレゼンテーションを行うものとする。

6 結果の公表

審査委員会における審査の結果については、契約締結後に仙台市ホームページにて公表する。

第6 提案上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

第7 契約に関する事項

- 1 審査の結果、受託候補者に選定された者と契約内容について協議の上、随意契約を締結する。なお、受託候補者と契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。
- 2 契約の締結にあたっては、最も評価の高かった企画提案の内容をそのまま実施することを担保するものではなく、業務内容及び委託料について、双方協議の上、業務委託上限額の範囲内で変更する場合がある。
- 3 仕様書（案）は本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。